

## 第183回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 令和4年3月24日（木）午後2時～午後3時30分

2 場 所 秋田県正庁

### 3 議事案件等

- (1) 議案第2号 大館都市計画道路の変更について
- (2) 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可（秋田市）
- (3) 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可（横手市）

### 4 出欠の状況

- (1) 出席委員（12人）  
山口邦雄、木元愼一、谷川原郁子、相沢陽子、  
東北地方整備局長代理 岩澤功英、東北運輸局長代理 玉田紀之、秋田県警察本部長代理 深井正、田口知明、富田義行、佐藤信喜、鈴木健太、鳥井修、

- (2) 欠席委員（4人）  
佐々木吉秋、野村恭子、進藤政弘、坂本修

### 5 議事の概要等

#### (1) 資料確認、あいさつ

#### ○三浦幹事（代理 小島主査）

ただ今から秋田県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。本日は、「配席図」、両面の「委員名簿・幹事名簿」、「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」、「議案説明用の資料」、をお配りしております。議案書につきましては、あらかじめ郵送し、本日御持参していただくようお願いしていたところですが、お持ちでない方は挙手により、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、開会に先立ちまして、秋田県建設部部長の佐藤幹事から御挨拶申し上げます。

#### ○佐藤幹事

県建設部部長の佐藤です。委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中にもかかわらず、当都市計画審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より皆様には都市計画行政への御理解と御協力を賜っておりますことに対し、この場を借りて感謝申し上げます。

県では、来年度からの4年間で推進期間とし、県政運営の指針となります最上位計画の「新秋田元気創造プラン」を策定したところであります。この新プランでは、時代の潮流や社会経済情勢の変化に対応するために重点的に取り組むべき政策として、6つの重点戦略を掲げており、その重点戦略に基づく取組のうち、特に強力で推進するものとして、「賃金水準の向上」「カーボンニュートラルへの挑戦」「デジタル化の推進」の3つを選択・集中プロジェクトとして位置づけております。

新プランにおける都市計画関係としましては、「変革する時代に対応した地域社会」の構築に向け、「持続可能でコンパクトなまちづくり」を進めることとしており、具体的に

は「立地適正化計画の策定に向けた支援」や「まちづくりを担う人材育成」「中心市街地の活性化に向けた市街地再開発への支援」など、市街地の拡散と「まちなか」の空洞化を抑制し、まちの再生やにぎわいの創出に取り組むこととしております。

結びになりますが、本日の3件の議案につきまして、皆様には専門的なお立場から忌憚のない御意見や御提言を頂きますことをお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく申し上げます。

#### ○三浦幹事（代理 小島主査）

続きまして、秋田県建設部都市計画課長の伊勢幹事から、新たに委員に御就任いただいた方を御紹介します。

#### ○伊勢幹事

都市計画課長の伊勢です。前回、8月に行われました都市計画審議会から委員の変更がありました。新しく就任されました委員の皆様について御紹介します。仙北市長の田口知明委員です。

#### ○田口委員

仙北市長の田口でございます。よろしく申し上げます。

#### ○伊勢幹事

また、行政機関の委員について、人事異動によりに変更がありました。東北農政局長の坂本修委員です。なお、坂本委員は、本日欠席となっております。

#### ○三浦幹事（代理 小島主査）

それでは審議に入りたいと思いますが、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定数に達していることを御報告いたします。本日御審議いただきたい案件は、「議案第2号 大館都市計画道路の変更について」「議案第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田市長）」「議案第4号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁横手市長）」以上3件となっております。

以後の進行は、議長であります山口会長にお願いいたします。

### （2）開会、議案署名人指名

#### ○山口会長

ただ今から第183回秋田県都市計画審議会を開会します。

はじめに、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づき、議事録署名委員の2名を指名させていただきます。今回の議事録署名委員は、木元委員と谷川原委員にお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

#### ○木元委員、谷川原委員

はい。

#### ○山口会長

よろしく申し上げます。

### （3）報告事項

## ○山口会長

続きまして、前回の付議議案の処理状況について、事務局から報告をお願いします。

## ○三浦幹事（代理 小島主査）

報告いたします。議案書の資料を表紙から2枚めくっていただきますと、前回の審議会において議決していただいた議案の処理状況を記載しております。

「令和3年度 議案第1号 秋田都市計画道路の変更について」ですが、秋田市手形山崎町の秋田都市計画道路 明田外旭川線において、渋滞解消のため、一部区間の道路幅員を拡幅する変更が必要となりました。この都市計画道路は、県管理道路であるため本審議会に付議したものです。本審議会での答申を受けまして、この変更を都市計画決定し、その旨を令和3年9月3日付け秋田県告示第470号で告示されております。

以上です。

## ○山口会長

ありがとうございます。それではただ今の説明について、何か御意見、御質問ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

質問等ないようですので、続きまして議案の審議に入ります。「議案第2号 大館都市計画道路の変更について」、事務局から説明してください。

### （4）議案第2号 大館都市計画道路の変更について

## ○清水幹事

都市計画課の清水と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

始めにお手元にある資料1 議案第2号をご覧ください。内容は大館都市計画道路の変更についての資料となっております。変更の内容に応じて着色したものを示しております。大館都市計画道路の県決定に関する内容が2ページにわたり記載しております。新旧対照になっており、左側が変更前、右側に变更后、また、資料には道路管理別に左側に濃い色の付箋で示しております。青色は国道、緑色は県道を示しております。

以上の内容に沿って、ご覧の五つの流れに従って説明申し上げます。

まず、背景の一つ目としましては、大館市では、市の全体を目指す姿を定めた大館市総合計画のほかに、市町村の都市計画マスタープラン、立地適正化計画、地域公共交通網形成計画の三つを兼ね備えた個別計画として、大館市都市再興基本計画を定めております。

大館市都市再興基本計画では、長期未着手の都市計画道路について、計画の必要性や、事業実現性を、県が定めたガイドラインに基づき評価を行い、継続、変更、廃止について検討することとしております。なお、県のガイドラインでは、ご覧の4つの要件にしたがって、見直しすることを定めております。

まず最初に改良路線について整理したところ、大館市の都市計画道路は34路線、延長約89キロメートルとなっておりますが、右端の円グラフの通り、未改良路線は約34キロメートルのうち半分以上が都市計画決定から65年以上経過しております。

ここで、参考として、都市計画道路による一定の制限についてご説明申し上げます。

都市計画法第53条では、将来の都市計画事業の円滑な執行を確保するために、建築制限を課しております。しかしながら、整備が進まない都市計画道路が存在していること、社会経済情勢の変化により、都市計画決定自体を見直す必要性があること、この規制によって、建築制限を長時間課せられている関係者が存在することが課題となっております。

さらに、昭和20年から40年代に都市計画決定された路線がほとんどとなっており、高度経済成長期の中、交通量が増加する条件の計画が進められておりましたが、近年は、交通量が減少する傾向を示しております。こうしたことから、大館市は、総合計画及び県のガイドラインに基づき、都市計画道路34路線について見直しを行いました。

二つ目に、都市計画道路ネットワークの検証についてご説明申し上げます。

大館市では、県都市計画道路見直しのガイドラインに基づき、必要性、実現性にて路線の存続または廃止を評価・検証し、見直し後の道路網によって将来交通量の混雑度を検証することでネットワークの影響の評価を行いました。

必要性の評価指標は、ご覧の5項目となっております。配点の合計点が平均点以上であれば存続、平均点未満であれば、見直しの判定となっております。続いて、実行性はご覧の3項目の指標について評価を行っております。問題が著しければ黒丸、問題が大きければ二重丸、問題が少なければ丸と3段階に区分して、見直しの評価を行っております。

以上の評価の結果が、ご覧の路線図となっております。今回見直しによって廃止となる線は赤い色で示しております。また、変更となる線は橙色、整備済みは黒色、存続する路線は水色となっております。なお、現道が無い区間については、点線にてお示しをしております。各路線の詳細については、後程説明を申し上げます。

次に、二つの評価により、各路線の見直し後における道路網への影響について検証を行いました。これは、道路網モデルを構築し、シミュレーションによって、現況交通量を再現した後、見直し後の道路に将来交通量のシミュレーションによって影響を検証するものであります。その結果、都市計画道路の見直しによる影響は少ないことが判明いたしました。詳細についてご説明申し上げます。こちらが道路網モデルを構築し、シミュレーションによって、現況交通量を再現している図となっております。数値は混雑度を示しております。数値が大きければ混雑度も大きい値ということを示しております。

左上の凡例にあります通り、赤い区間である「一部に慢性渋滞の恐れがある1.75以上の値」は、国道7号の西側の地区に確認することができます。こちらが現況の交通量となっております。

次に、道路網モデルを見直したものを道路網に反映した将来交通量のシミュレーション結果がこちらの図となっております。令和12年の交通量をシミュレーションした際の混雑度を再現したものです。一部に一時的に渋滞の恐れのある区間を示す橙色の部分が残るものの、慢性渋滞の恐れのある赤い区間がなくなっており、都市計画道路の見直しによる影響が少ないことが確認できます。

ここで説明内容が変わりまして、三つ目に都市計画の手続きについて申し上げます。都市計画道路は、法に定められた都市施設として、決定の際に、道路種別、車線数、交差箇所数などその他の構造があります。

その決定にあたっては、県が定める都市計画として、国道、都道府県道などが規定されております。このため、今回の見直しによる都市計画決定にあたっては、道路の種別に応じて、市による都市計画「市決定」による都市計画手続きと、県決定による都市計画の手続きに分かれており、本日は、右側にあります「県決定」に関わる部分についてご審議いただくものです。

都市計画道路のイメージについて示しますと、都市計画道路は、都市計画区域において、都市の骨格をなすように配置することが望ましく、青色の線で示す通り、国道、県道、市町村道の管理者によることなく、道路網を決定するものであります。このことは、平成27年度、国からの通知により定めており、こちらの図に示す通り、都市計画道路の管理者が二つに別れている場合、県道に関わる部分の変更がある場合は、県決定の扱いとなります。

ここからは、各路線についてご説明申し上げます。凡例をご覧ください。引き出し線は、上の段から、都市計画法の路線名、中の線には、道路法いわゆる管理者別の路線名、一番下の段には、路線毎の見直し結果とともに、整備状況を引き出して線にて示しております。

路線上の丸は交差箇所を示しており、灰色は変更なし、赤点線は、変更のある箇所となっております。それでは、審議資料の新旧対照表、1枚目、表の一つ目の項目を併せてご覧ください。

都市計画道路、3・4・101号立花桂城線は、国道7号として、整理済み及び概成済みとなっております。市決定の路線の廃止に伴い、平面交差を6から5に減ずるとともに、車線数を、2車線及び4車線に決定するものです。

続きまして、新旧対照表、1枚目の二つ目をご覧ください。国道7号である3・4・106号、東大橋橋桁線は、路線が長いと、スライドは2分割にて示しております。こちらの路線につきましては、南側の未整備区間の一部は、整備の必要性が低く、廃止したとしても、将来交通の影響は小さいと判定されたことから、廃止するとともに、平面交差を8から5に減じ、車線数を2に決定するものです。

表の三つ目をご覧ください。3・4・107号大館駅線は、新たに車線数を2に決定するものです。このほか、備考に記載している通り、大館駅前広場を廃止します。詳細について、次のスライドをご覧ください。都市計画運用指針では、鉄道駅には駅前広場を設け、道路の一部として、都市計画に定めることが望ましいとされています。大館駅前広場は、市が管理する都市施設となっております。変更前は、県が管理する都市計画道路大館線に接続する都市施設でありましたが、駅舎の再整備を契機に、市道大館駅東大館線に接続する路線として位置付けることで、管理者の整合性を図ります。

新旧対照表1枚目、表の四つ目の項目をご覧ください。3・4・108号大館線は全区間概成済みであり、車線数を2に決定するものです。

続きまして、表の五つ目をご覧ください。3・4・109号片山有浦線は、新たに車線数を2に決定するものです。

表の六つ目3・4・115号猫鼻長森線は、北側の未整備区間は、代替となる既存市道への将来交通への影響は小さく、整備の必要性は低いと判断されたことから、廃止とし、廃止に伴い、終点側の住所が変更になるため、路線名を猫鼻根井下線に、平面交差を7から3に減じ車線数を2に決定するものです。

表の七つ目をご覧ください。3・4・201号比内中央線は、市決定分の路線の廃止により、平面交差箇所数を6から3に減じ車線数を2に決定するものです。併せて、駅前広場に接続する市決定の廃止路線により、駅前広場の形状を見直したことで、面積の一部を減じるものとなっております。

新旧対照表2枚目の表の一つ目をご覧ください。3・6・101号神山二井山線は、廃止した場合、将来交通への影響が小さく、代替となる既存市道が整備されていることから、整備をする必要性が低く、併せて市決定の他の路線の廃止に伴い、都市計画道路網として形成しないことから、全区間を廃止するものです。

表の二つ目をご覧ください。3・6・105号本郷橋桁線は、東側の赤い点線が未整備区間となっており、廃止した場合、代替となる既存の主要地方道白沢田代線や市道が整備されており、将来交通への影響が小さく、必要性が低いと判定されたことから、東側の一部区間を廃止し、廃止に伴い、終点側の住所が変更になることから、路線名を本郷根井下線に変更し、平面交差を5から1に減じ車線数を2に決定するものです。

表の三つ目をご覧ください。3・6・204号荒又線は、市決定分の路線の廃止により、平面交差を3から1に、車線数を2に決定するものです。以上が、県決定に関する大館都市計画道路の変更となります。

最後に、今後の流れについて説明いたします。

10月21日に開催した説明会は、市の広報や、沿線町内会に周知することで、呼びかけを行った結果、参加者は9名で反対意見はありませんでした。11月30日から12月14日の縦覧期間は、縦覧者はおらず、意見の提出もありませんでした。なお、スライドの右側に記載している通り、関係機関との協議についても、ご覧の通りの日付で実施しており、変更に伴う意見はありませんでした。本日、ご審議いただいた内容について、可決いただいた場合、国道に関する場合は、大臣同意協議の手続きが必要となることから、令和4年3月に、大臣同意協議の作業に着手し、4月には決定告示を行う予定となっております。

以上、大館都市計画の道路の変更についてであります。委員の皆様にご審議くださいますようお願い申し上げます。事務局からの説明は以上です。

## ○山口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして皆様から何かご質問やご意見あり

ましたらお願いします。  
谷川原委員お願いします。

### ○谷川原委員

まず、大館にこれだけの都市計画道路があるなんて知りませんでした。私、大館出身なんですけれども。ですので、住民から反対意見が無いというのもわかる気がします。

車線数についてですが、なぜ決定し、決定することによって何が変わるのでしょうか。道路に線が引かれるのでしょうか。また、道路の廃止によって市民の生活は何か変わるのでしょうか。

### ○清水幹事

ご質問2点ございまして、まず車線数の決定について、なぜ決定するのかという点についてですが、都市計画決定において、今まで当初は車線数は決定されておりました。最近になり、都市計画の運用において定めることとなったため、大館市全体の都市計画道路を見直す契機に各路線の車線数を明示させていただいたというのが1点目の回答でございます。

2点目のこれだけ廃止して生活に影響はないかと言うことですが、都市計画道路というのは、まさに計画する路線でございまして、長期に渡り、建築物の規制がかかってしまいます。今回示した通り、路線を廃止したとしても、将来の交通量的には影響が少ないこととなっております。また、都市計画道路に限らず既存の道路として、すでに道路管理者により整備がなされている区間もあり、必ずしも道路がなくなるということではございませんので、そういったことを含めて、ご承知いただければありがたいです。よろしいでしょうか。

### ○山口会長

谷川原委員、よろしいでしょうか。

### ○谷川原委員

はい、分かりました。

### ○山口会長

今までは道路の幅員は決まりましたが、車線数は表示してなかった。だから、何らかの変更する時に車線数を入れるようにする。あと、交通量や既存の道路の問題ですね。他にいかがでしょうか。はい、玉田代理委員。

### ○東北運輸局長 玉田代理委員

東北運輸局の玉田でございます。我々運輸局では鉄道行政も行っておりますけれども、大館都市計画道路には鉄道との平面交差が必要になるような箇所は無いという認識でよろしいでしょうか。

### ○清水幹事

説明資料の25枚目ご覧ください。大館市ですと、例えば国道7号、立花桂城線は病院の近くに鉄道との立体交差箇所がございます。原則的には都市計画道路と鉄道は立体交差で決定させていただいております。

### ○東北運輸局長 玉田代理委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

### ○山口会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。今気がついたのですが、今日

3月24日の都市計画審議会やっていますね。大臣同意の協議が3月上旬となっていますが、もう始まっているんですか。

### ○清水幹事

申し訳ありません。こちら資料の訂正となります。3月上旬が4月上旬になります。本日の決定をいただいてからの手続きになっておりますので、資料の方が誤りとなります。併せて資料の訂正をお願いします。

### ○山口会長

はい、分かりました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第2号について、お諮りします。議案第2号について、原案のとおり承認することにご異議はございませんか。ご異議ありませんでしたので原案のとおり承認します。

## （5）建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可（秋田市）について

### ○山口会長

続きまして「議案第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田市長）」、事務局から説明してください。

### ○清水幹事

はい、説明させていただきます。説明に入る前に全体の流れについてご説明します。右上に説明資料2と書いた資料をご覧ください。こちらの資料で建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について、全体の流れをご説明します。建築基準法第51条では、都市計画区域における卸売市場、汚物処理場といった四角で囲った施設について、都市計画において、その敷地の位置を決定しなければ、新築または増築できないという規定がございます。

今回の議案は、政令で定める下表のいずれかの施設に該当することから、県都市計画審議会の議を経た後に、特定行政庁からの許可となります。なお、産業廃棄物処理施設は、排出者の責任において処理されるものと、都市計画運用指針では解釈しており、都市計画決定という手法ではなく、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づいて、許可を得る方法が主流となっていることを申し添えます。

資料の2枚目をご覧ください。審査の観点について説明申し上げます。当審議会の判断要件として三つ記載しております。1点目として、都市計画の整合性で、これは用途地域の指定がある場合は、工業系の用途を基本とし、指定がないゾーンが将来においても市街地の見込みがない地域であることを確認します。2点目として、敷地周辺の状況です。こちらは3項目ございまして、一つ目が、大型車両の通行に支障がなく、渋滞の要因とならない道路幅員があること。二つ目として、災害の発生する恐れの高い区域での設置は望ましくないことです。三つ目として、敷地周辺100メートルの範囲内に教育文化施設、医療施設、福祉施設がないことです。3点目として、環境部局との事前協議完了の報告を受けていることです。廃棄物処理施設の設置にあたっては、環境部局との事前協議制を設けており、その協議が完了していることを確認いたします。廃棄物処理施設許可を権限を有する環境部局で事前協議を行い、協議、審査を経た後に、事業者へ事前協議完了通知書として通知され、事業者は、事前協議完了通知書をもって、当審議会の議を経た後に、特定行政庁の許可を得るという手続きになります。

このように、第51条ただし書きの規定に基づく議案の場合は、環境関連事項について、県または市の指導要綱による、事前協議における、協議過程で十分審査され、支障のないものと判断された案件について、ご審議いただくこととなっております。

続きまして、右上に、説明資料3と記載している資料をご覧ください。議案第3号、申請者は、ユナイテッド計画株式会社。場所は秋田市向浜となっており、廃プラスチック類

の破碎施設の申請となっております。裏面をご覧ください。

先ほど説明した三つの観点について、要約しております。詳細については、この後、秋田市から説明があります。一つ目の都市計画との整合性ですが、用途は工業専用地域として、整合性が図られており、問題がないことが確認済みとなっております。二つ目は、道路は整備済みで、申請位置周辺には教育施設はなく、津波災害のリスクを有しておりますが、事前に避難計画を定めることで、災害時のリスクを回避できることから、問題がないことを確認しております。三つ目の、環境部局の事前協議完了の報告の確認につきましては、令和4年2月7日付け秋田市環境部局からの事前協議完了通知を確認済みとなっております。

簡単ではありますが、配布資料の説明です。引き続き、秋田市から個別の説明をお願いします。説明の準備をいたしますので、少々お待ちください。

### ○秋田市建築指導課 山下課長

秋田市建築指導課の山下でございます。それでは、議案第3号、ユナイテッド計画株式会社から提出された、産業廃棄物処理施設に関する建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可の申請についてご説明いたします。添付されている資料としましては、資料3の1ページから3-22ページまでが、本議案の資料となります。

始めに説明の流れについてですが、1付議理由、2申請地の位置、3申請施設の概要、4都市計画上の設置判断の目安の順でご説明いたします。

付議理由についてご説明いたします。本申請者は、向浜地区内で、本計画地とは別敷地において、平成19年度に、建築基準法第51条ただし書に基づく許可を受け、平成23年から中間処理施設を稼働しているところでございます。また、令和2年度には、既存施設の隣接地の許可を受け、焼却施設を現在建設中でございます。本計画は、廃プラスチック類の、輸出機会の減少による、国内の処理能力不足への対応や、県央地区及び県南地区の産業廃棄物処理の効率化を図るため、セクター別の敷地に、中間処理施設として、破碎施設を今回新設する計画でございます。破碎する廃棄物の種類は、廃プラスチック、木くず、紙くずの他7種類の産業廃棄物であり、選別破碎した物の一部は既存焼却施設で処理する予定であります。そのため、建築基準法第51条に規定する政令で定める処理施設であることから、産業廃棄物処理施設に該当するものでございます。

許可が必要となる産業廃棄物処理施設の種類についてまとめた表をご覧ください。今回の計画では、破碎施設が対象であり、処理する品目のうち、廃プラスチック類、木くず及びがれき類が制限の対象となります。この表の通り、本計画で新設される施設の処理能力が、一行目に記載している、建築基準法施行令第130条の2の2第2号イで定めた能力を超えるため、位置の制限を受ける処理施設となります。また、2行目に記載している工業専用地域で許可を必要とせずに処理できる規模につきましては、がれき類を除く、廃プラスチック類と、木くずについて、それぞれ1日当たりの処理能力が上回っているため、建築基準法第51条ただし書きによる許可申請が必要になるものでございます。

廃棄物処理施設について、建築基準法第51条では、都市計画で位置が決定しているか。建築基準法第51条ただし書による許可を受けるか、政令で定める規模以下となるか。以上の3点、いずれかに該当する場合、設置が認められます。

本件処理施設の場合、都市計画で位置決定されたものではなく、また、政令で定める緩和の処理能力も超えていることから、建築基準法第51条ただし書に基づく許可申請がなされたものでございます。あわせて、廃棄物処理施設に関する都市計画に定めるものは、今回秋田県であることから、この度、秋田県都市計画審議会にお諮りするものでございます。

続きまして、申請地の位置についてご説明いたします。スクリーンの左側、赤く表示しているところが申請地でございます。東側約1.5キロには国道7号、いわゆる臨海バイパスが通り、南側約500メートルには主要地方道寺内新屋雄和線が通っております。また、東側には、秋田運河があります。申請地南側には、秋田県立野球場こまち球場が立地しております。スクリーン右側は申請地の航空写真でございます。赤く縁取られた部分が

今回の申請位置です。こちらは、近年、この向浜地区で51条の許可の、審議をお諮りしたことがちょっと続いておりますので、一つの図面にまとめております。

こちらの青く縁取られた部分が、令和2年度の都市計画審議会でご審議いただいた施設の位置を示しているところです。本申請者が平成19年当時の許可を受け、平成23年度から稼働している既存焼却施設の敷地を青点線で、令和2年度に許可を受け、現在焼却施設を建設中の敷地を、青実線で示しております。黄色の矢印は、次のスクリーンの、写真撮影方向を示してございます。こちらが先ほどのスクリーンで示した部分から撮影した、敷地全体の全景になります。現在はユナイテッド計画株式会社の駐車場として利用しております。

続きまして、申請施設の概要についてご説明します。処理工程ですが、廃棄物は、施設内にある建屋内の保管エリアに搬入され、手作業や重機による仕分けを行います。

大きい木くずやがれき類は別の敷地にある自社の破碎施設へ運ばれ、再資源化されます。選別機に運ばれたものは、比重により選別処理を行い、廃プラスチック類や紙くずなどの軽量物は、破碎機による破碎処理を行います。選別や仕分けの必要のない廃棄物は、選別処理を行わずに、破碎処理を行います。その後、敷地外に搬出され、既存焼却施設による焼却処理や、最終処分場での埋め立て処理を行います。また、再生可能な金属類は、各業者に搬出されます。

今後、建設しようとする施設のイメージ写真ですが、スクリーンの写真Aは施設内に新設する選別機、写真Bは破碎機です。

次に、その敷地の位置が都市計画上支障がないと判断する要件についてですが、1都市計画との整合性、2敷地の周辺状況についてご説明します。

始めに、1の都市計画の整合性についてでございます。申請敷地は、工業専用地域に指定されております。この申請地域は、もっぱら工業の利便性を増進するため定める地域であり、工場は建築可能ですが、住宅、学校、病院、ホテル、店舗などは、建築することができない地域です。なお申請地は、第三種風致地区に指定されておりますが、秋田市の都市計画課に、今後、許可申請する旨、事前に協議がなされております。

続いて2の敷地の周辺状況でございますが、国道7号、主要地方道が整備されており、輸送の利便性が高い地域でございます。前面道路は秋田市道で、幅員が15メートルでございます。また、主要地方道から国道7号に出ることが、容易であることから、大型車両の通行にも支障がなく、渋滞の要因も考えられません。災害につきましては、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域など、いわゆる災害レッドゾーンには指定されておられません。また、敷地が工業専用地域にあることから、周囲100メートルの範囲が、教育文化施設、医療施設、及び福祉施設が立地していないことを確認しております。

まとめといたしまして、都市計画との整合がとれており、また、周辺環境に与える影響は少ないものと考えます。また、当審議会前に、申請者は秋田市の環境部局との事前協議を終了していることを確認しております。以上より、総合的に勘案いたしまして、許可相当であると判断し、当審議会にお諮りするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○山口会長

はい、ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして皆様から何かご質問やご意見ありましたらお願いします。はい、谷川原委員。

## ○谷川原委員

建物自体はがらんどうなんですよ。機械がただ稼働するだけだと思うのですが、この中の関与する人達はどのような状況に置かれるのでしょうか。資料によると様々な配慮がされておりますが、人に対してはどうなのでしょう。

## ○秋田市建築指導課 山下課長

秋田市建築指導課の山下でございます。おっしゃる通り、こちらまず機械を設置しまし

て、あとはストックヤードということになり、ほぼがらんどうの状態でございますけれども、作業員の方々は、同じ敷地に今回同時に新設します事務所の方で、作業しないときは、そちらで休憩なり執務をすることになっております。

それで健康対策の方もですね、工場の外の方に対しましては、作業する時にシャッターをおろして、対応することとして、騒音に対しても配慮するということになります。

#### ○谷川原委員

機械に乗って人が作業するんですか。それとも事務所でするんですか。粉塵とかかなりでると思うんですが。

#### ○秋田市廃棄物対策課 齋藤主査

秋田市廃棄物対策課齋藤と申します。機械に乗るか遠隔操作するかという点ですけども、これは遠隔では無くて、機械の付近で作業するのと、あとは重機に乗って作業するオペレーターが一人おり、さらに粉塵対策として散水設備によって、水を巻きながら粉塵を押さえながら作業することで粉塵を抑制します。また人員配置ですけども、今回この施設に5人配置する計画となっておりますが、実際運用した時に、さらに人が必要だという状況になれば、それに伴って適切に増員をするということですよ。

#### ○山口会長

そうしますと、適切に水を巻いて粉塵を抑えるということで、特別な機械等を設置する訳ではないということですね。谷川原委員よろしいでしょうか。

#### ○谷川原委員

やはり、人に対しても適切な配慮をして欲しいものです。

#### ○秋田市廃棄物対策課 齋藤主査

私達も施設が稼働しましたら、立ち入り検査をして参りますので、その際に事業者と適切な配慮がされているか確認したいと思います。ありがとうございます。

#### ○山口会長

環境部局の協議において、従業員に対する配慮は協議の対象外ですか。

#### ○秋田市廃棄物対策課 齋藤主査

正直なところ、従業員に対しては明確な基準はありません。労働安全衛生法などその他法律によるところなのかなと思います。

#### ○山口会長

はい、ありがとうございます。他によろしいでしょうか。はい玉田代理委員。

#### ○東北運輸局長 玉田代理委員

確認です。向浜地区は自動運転の実証実験地区となっておりますが、今回はその辺の考慮はあつての場所の選定になっていきますでしょうか。

#### ○秋田市建築指導課 山下課長

正直、勉強不足で承知しておりませんでした。ただ、ユナイテッド計画は向浜地区に大分施設を有しておりますので、そうした動きがあれば綿密に協力して行くものと考えます。

#### ○東北運輸局長 玉田代理委員

ありがとうございます。現在協議会が立ち上がってまして、自動運転のシミュレーションを実施しているところであります。

## ○山口会長

協議会ということですが、ユナイテッド計画は含まれていないのですか。

## ○東北運輸局長 玉田代理委員

含まれていないと思います。秋田製錬さんや日本製紙さんなどが協議会メンバーとなっております。ユナイテッド計画さんにもこうした実証実験の計画があることを認識いただければと思います。

## ○秋田市建築指導課 山下課長

ユナイテッド計画には審議会でこうしたお話があったことを伝えたいと思います。また、今後についてもこの事について調整不足とならないよう伝えたいと思います。

## ○山口会長

今回はこの審議会でのコミュニケーションが取れて、情報共有が図れたのは良かったと思います。他にいかがでしょうか。無いようですので、それでは、議案第3号について、お諮りします。議案第3号について、原案のとおり承認することにご異議はございませんか。ご異議ありませんでしたので原案のとおり承認します。

## (6) 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可（横手市）について

### ○山口会長

続きまして「議案第4号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁横手市長）」、事務局から説明してください。

### ○清水幹事

続きまして右上に資料5とある資料をご覧ください。議案第4号につきましては、申請者が株式会社佐藤組で場所は横手市大森町。廃コンクリートの破碎施設の申請となっております。裏面をご覧ください。先ほど説明した三つの観点について要約しております。詳細については、この後横手市から説明があります。

一つ目の都市計画との整合性ですが、用途は都市計画区域の白地となっておりますが、特定用途制限地域の田園居住型に該当しております。この地域では、建築物の制限がかかっておりますが、本申請の建築物は、小規模な事務所、約25㎡のみとなっております。コンクリートの破碎は移動式破碎機を用いるため、問題がないことを確認しております。

二つ目の周辺状況は、接続する道路が県道となっており、また、水害リスクは避けられております。敷地の周辺には、公共施設がないことから、問題がないことは確認済みとなっております。

三つ目の、環境部局の事前協議完了の報告の確認につきましては、令和3年12月27日付、秋田県横手保健所から通知があったことを確認済みとなっております。簡単ではありますが、以上が、配布資料の説明です。引き続き、横手市からの個別説明となります。説明の準備をしますので、少々お待ちください。

### ○横手市建築住宅課 山石政策監

横手市建築住宅課政策監の山石でございます。よろしくお願いたします。議案第4号、株式会社佐藤組から提出された産業廃棄物処理施設に関する建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく、建築物の敷地の位置の許可の申請についてご説明いたします。説明ですが、1付議理由、2申請地の位置、3申請施設の概要、4都市計画上の設置判断の目安、の順にご説明いたします。

始めに資料2ページの付議理由についてご説明いたします。それではスクリーンの方を

ご覧ください。申請があった計画は、敷地内にこの写真の1日当たり1,472トンの処理能力を有する移動式の破碎処理機を設置し、解体工事により発生する廃コンクリートの破碎処理施設を整備するものでございます。建築基準法第51条の規定では、都市計画区域内における卸売市場、火葬場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物などが、位置の制限を受けます。その他政令とは、建築基準法施行令第130条の2の2を指しますが、第2号により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の、施行令第7条に規定された産業廃棄物処理施設が位置の制限を受ける処理施設と規定されております。本件の処理施設は、1日当たりの処理能力が5トンを超え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定する産業廃棄物処理施設に該当することから、建築基準法第51条ただし書きに基づき、許可申請がなされたものでございます。併せて、産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定めるものは、秋田県であることから、秋田県都市計画審議会にお諮りするものです。

続きまして、資料9ページの、申請地の位置についてご説明いたします。スクリーンの方をご覧ください。こちらは横手市の都市計画図でございます。申請地の都市計画についてですが、横手市の北西部大森地域にあり、都市計画区域内の用途地域の指定がない地域、いわゆる白地に位置しております。

次に、資料4ページの周辺状況についてご説明いたします。スクリーンの方をご覧ください。申請地は、市役所大森庁舎から北へ約5キロメートルの場所で、横手市大森町十日町字西二ツ森にあり、主要地方道大曲大森羽後線沿線に位置しております。敷地の南方の少し離れた場所に住宅地がありますが、申請地の周辺のほとんどは田園が広がっております。

続きまして、資料5ページの申請施設の概要についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。計画の配置図と処理フローについてご説明いたします。まず、敷地の出入口部には約67㎡の平屋建ての倉庫と、約25㎡の事務所及びトラックスケールがあり、配置図の番号通りの動線で、一連の処理が行われます。解体工事現場より、運搬された廃コンクリートを南東側の車両出入口より搬入し、目視により、異物混入等を確認し、受け入れの可否を確認いたします。異物混入等がなければ、トラックスケールにて計量を行い、廃コンクリート置き場に一旦荷下ろしをいたします。ここで土等が付着している場合は取り除きます。

次に、鉄筋の不適合物を取り除き、移動式破碎処理機のホッパーに廃コンクリートを投入し、破碎処理を行います。破碎した廃コンクリートは最大粒径80ミリ以下の再生砕石であるクラッシュランRC80となり、その後、資材置き場へと移動いたします。RC80は製品として販売し、主に土木構造物の基礎などの事業に使用されるため、建屋などは設けず、申請地北側の資材置き場に保管されます。

計画では、敷地の外周特に西側と南側に一部緩衝地を設け、敷地の全週は3メートルの万能鋼板で囲い、周囲への飛散防止と、騒音の拡散を防止します。また、破碎機に散水設備を装置し、作業時に散水することにより、廃棄物の飛散、流出を防止します。なお、敷地造成にあたっては、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可の手続きを行っております。

次に、その敷地の位置が都市計画上支障がないと判断する目安についてご説明いたします。スクリーンの方をご覧ください。横手市では、県と同様に、許可の判断の目安として、都市計画との整合性、敷地の周辺状況及び、環境部局の事前協議等の完了の3点を取り決めておりますが、各要件の適合状況についてご説明させていただきます。

始めに、都市計画との整合性についてですが、申請地は、先ほどお示しした通り、用途地域の指定がない地域であり、今後市街化の見込みはないため、支障はないと考えております。

続いて、現在の申請地と東側道路の詳細については、スクリーンをご覧ください。申請地には既存建物である空き家の牛舎が残っておりますが、雪解けの状況を確認し、解体する予定でございます。

敷地の周辺状況についてですが、写真の通り、前面道路幅員が全幅12.6メートル、

車道の幅員が10メートルで、大型車両の通行に支障がないこと、及び敷地から100メートルの範囲内に教育文化施設、医療施設及び福祉施設がないことから、支障がないと考えております。なお、この場所は、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域等の建築行為を制限する区域には指定されておりません。

最後に、環境部局との事前協議等の完了です。環境部局である横手市保健所において廃棄物処理法の許可申請を令和3年12月27日に提示されております。

以上により、総合的に勘案いたしまして、許可相当であると判断し、当審議会にお諮りするものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○山口会長

はい、ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして皆様から何かご質問やご意見ありましたらお願いします。はい、木元委員。

#### ○木元委員

説明資料の処理フローの中に製品販売とありますけれども、製品とは具体的にどのようなものでしょうか。工事現場へ運搬とありますけれども、用途は何になるのでしょうか。

#### ○横手市建築住宅課 山石政策監

基本的にRC80と申し上げますのは、解体工事現場から排出された廃コンクリートを、こちらの方の現場に運搬されてきたものについて、移動式の機械によって、80ミリですが、8センチを上限に再生したコンクリートでございます。そちらを、図面の北側のこの丸が二つ書いてあるところに、製品として一時保管をするということになります。それを事業者さんが、土木工事と例えばかんがい排水等の護岸等の裏込め材に使用される目的で販売をされてます。

あと、事業者さん自体も土木業をやっておりますので、自社で解体したものをここでリサイクルして、使うというケースもございますし、それ以外に、一般の事業者さんが、そのような土木事業による、材料調達の際に、ここに購入されるということも聞いております。以上でございます。

#### ○木元委員

建築資材ではなくて、土木現場の資材という事でよろしいでしょうか。

#### ○横手市建築住宅課 山石政策監

一般的にはRC80というのは土木現場で使うものと思っております。

#### ○木元委員

はい、ありがとうございました。

#### ○山口会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。はい、玉田代理委員。

#### ○東北運輸局長 玉田代理委員

移動式の破碎処理施設ですけれども、なぜこの移動式を使われるのか。あと敷地外の公道にも出る事があるのでしょうか。我々自動車を取り扱う役所として気になりまして。教えていただければと思います。

#### ○横手市建築住宅課 山石政策監

始めに、場所というか申請地を、今、スクリーンの方で示させていただいておりますけれども、横手地域におきましては、産廃の処理業者さんが7社ほどありまして、実際、そ

のうち、市内でその処理施設を持つてるのは6社でございますが、そのうち4社ほどが、地図で言いますと、右側の色の利用されてる横手地域に集中しております。

一方で、西部、申請地を含めた西部には、2ヶ所ほどの処理施設しかございません。実際にこの移動式の申請者は、この大森地域に事業所を持つ業者さんであります。基本的には、建屋を建てて、再生コンクリートを作るという手法もございませけれども、いわば新規参入ということでございませ。ご自身が、コンクリートを処理施設に持っていかうとしても、時期によっては受け入れが混雑しておりまして、受け入れができないというケースがあると聞いておりまして、今回事業をするということになっていませ。

移動式を使う理由は、その建屋のコストを考えた時と、移動式を買う場合では、やはり建屋のコストが移動式よりもかかるというのが一つ。それと、まず新規参入でございませるので、今後の見通しも考え、実際にこの機械は東北管区にあまりない製品でございませが、実際に関東の方に行きまして、現物を見て決めたそうでございませ。

非常に燃費も良く、生産性もよいということから、こちらを選ばれたということだす。

移動の有無でございませが、これは公道を自走できるものではございませ。実際のカタログですと、1時間に1.6キロぐらいしか動かせないので、ほとんどその敷地内で動くものということだす。横手管区におきましては、この移動式の破碎機を解体現場に持ち込んで、また、トレーラとかで解体するような大型物件はございませないので、敷地内で、移動式機械を使い破碎するということだす。以上でございませ。

#### ○東北運輸局長 玉田代理委員

はい、ありがとうございます。

#### ○山口会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。はい、谷川原委員。

#### ○谷川原委員

資料4-3 ページ下から6行目に横手市の人口千人当たりの処理施設の件数0.08件とありますが、通常こういった計算をするものなのですか。地元の大館はいくらになるのだろうと気になりまして。初めて聞いたものだすから。

#### ○横手市建築住宅課 山石政策監

この申請理由の0.08という数字が、どのような数字かというのと、今横手市の人口8万5000人ほどおりまして、それを先ほどの7施設で割ると0.08になりますが、コンマ何の違いで、潤沢にその施設があるかとかないかっていうのはちょっと私どもが判断ができないんですけど、先ほど申し上げた通り、やはり、解体の工事が始まりますと、特にこの地図で言う西部側は、処理だけを請負っててる処理施設じゃなくて、実際にその会社でも解体工事をやって、自分のとこの廃コンクリートを受け入れるということになると、一時的に処理能力が滞るというケースがございまして、特に申請の事業者さんとかはそういうことに困ってらっしゃるということだすので、事業所がある場所とこの解体処理施設はちょっと離れておりますけれども、大仙市方面からの解体の運搬のアクセス、横手市内西部からのアクセス等考えたときに、必要な場所というか、適正な場所選ばれたということだすので、特に数値的には、多い少ないというのは判断の根拠にはならないかもしれませけれども、目安としてさせていただきます。以上でございませ。

#### ○谷川原委員

はい、分かりました。

#### ○山口会長

他にございませでしょうか。はい、田口委員。

### ○田口委員

周辺には住宅がありますが、破碎機による騒音など、地域住民への配慮はありますでしょうか。

### ○横手市建築住宅課 山石政策監

お答えいたします。地域住民に対する同意というか、説明に関しましては、事前に土地改良区と、昨年の7月31日に、住民説明会というのを開催してということでございます。14名の地権者に関して、10名ほどの参加者があったようですが、欠席者に関しましては、各家に出向いて個別に説明をしているということでございます。反対意見はなく同意は得られているということでございます。

基本的には、その説明会の中で、今おっしゃられたような、周辺にかける迷惑とか騒音的なものに関して、資料に基づいてご説明をしたということでございます。あともう一つだけ、住宅地は結構両サイドに離れておりますけど、田んぼがございます。田んぼにつきましては、その3件ほどの権利者がいらっしゃるということですが、開発行為の中で、今協議をしているところでございます。敷地の図面の左側が西側になります。田んぼの方向になります。それと南側にも、田んぼが隣接しております。こちらの方は、万能鋼板3メートル設置するという事で日陰になる恐れがあるということで、開発行為については緑地を3%取らないといないという規定もございますので、隣接の方に、そこはきちんと説明をして、覚書を書いて、離れの位置を大体5メートルぐらい取って、ご迷惑をかけないようにしたと聞いておりますし、あと騒音等も環境部局の範疇でございますが、測定をしまして、支障がないという判断をいただいております。以上です。

### ○田口委員

はい、分かりました。

### ○山口会長

ところで、今の説明は資料4-4の200mの範囲とはどういう意味ですか。

### ○横手市建築住宅課 山石政策監

横手市の条例で200mの範囲で見取り図を出していただくようにと決まっておりますけれども、実際は100mの範囲の地権者が判断基準の対象となるということでございます。

### ○山口会長

分かりました。他にございますでしょうか。無いようですので、それでは、議案第4号について、お諮りします。議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議はございませんか。ご異議ありませんでしたので原案のとおり承認します。

以上をもちまして、本日の議事の審議は終了とします。その他事務局から何かありますか。

### ○清水幹事

事務局からは特にありません。

### ○山口会長

それでは、進行を事務局にお返しします。

### ○三浦幹事（代理 小島主査）

委員の皆様方、御審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、第183回の審議会を閉じることとします。